

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市指定有形文化財「旧乾家住宅」の管理運営業務	2024年4月1日	一般財団法人住吉学園	6,380,000	「旧乾家住宅」の保存および活用にあたっては、地域の歴史や特色、課題等の実情を十分に把握しながら、地域と連携した管理運営を行うことが必要となる。委託予定先である『一般財団法人住吉学園』は、地域社会の健全な興隆発展に寄与することを目的として設立された団体で、地域の教育・文化・福祉の振興や、コミュニティー活動の活性化等への取組みを積極的に推進している。 「旧乾家住宅」についても、地域の文化遺産として関心が高いことや、加えて、管理運営に必要な人的ネットワークを有していること、また、2023 (令和5) 年度も良好な管理状態を維持していることから、適切かつ効率的に実現できるのは当該事業者においては見当たらないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務課 (TEL: 322-5062)
神戸市指定名勝「旧乾家庭園」の保存管理業務	2024年4月1日	公益財団法人神戸市公園緑化協会	3,564,000	神戸市指定名勝「旧乾家庭園」は神戸市指定有形文化財「旧乾家住宅」と一体不可分なものである。「旧乾家庭園」の保存管理においては、定型的な管理作業が中心となる街路樹等の管理とは異なり、平成25年3月に策定した『神戸市指定名勝「旧乾家住宅」保存管理計画書』の内容を具体化し、着実に実施することにより、名勝としての形成と定着、及び良好な植生の維持管理に努める必要がある。各樹木の剪定作業にあたっては、ヘリテージマネージャーの指導助言の趣旨を理解し、旧乾邸庭園の樹木の状況に精通している必要がある。毎年、業者が変われば、樹木毎にこれまでの手入れの考え方や手入れの状況を説明する必要があり、ヘリテージマネージャーや協会職員の監督指導の回数が増加することが想定されるなど、安定的な管理が見込めない。神戸市指定名勝に指定される前より庭園の景観形成に携わり、その姿と文化的価値を後世に継承するためのノウハウ、人材、及びネットワークを有し、ヘリテージマネージャーとも円滑に業務を遂行できるのは、(公財)神戸市公園緑化協会においては見当たらないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務課 (TEL: 322-5062)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

<p>神戸市内部通報相談員 業務</p>	<p>2024年4月1日</p>	<p>弁護士 長谷部 信一</p>	<p>1,512,654</p>	<p>2019（平成31）年4月より、業務上の法令違反行為や職場におけるハラスメント等について、職員が安心して通報でき、組織の自浄作用が正常に機能するよう、内部通報制度の再構築を実施するため、内部通報の受付・相談窓口についても外部の弁護士に一本化することとなった。この外部窓口の委託先は、上記のような制度の目的、及び通報窓口としての信頼性を担保する必要があるという性質から、競争入札に馴染まず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約とした。</p> <p>内部通報・相談窓口は通報者等の相談を受け付け、その保護を図りながら、調査の進捗に応じて対応を行っていく中立性も必要であることから、いわゆるヤミ専従問題に係る調査委員会の委員であった経験を持つ等、その役目を果たすのに十分な能力を有することが見込まれる弁護士であり、かつ神戸市と利害関係を有さず、事務所の所在地が市内である、長谷部弁護士と2019（令和元）年度より契約締結を行っている。</p> <p>内部通報制度を運用して行くに当たり、内部通報相談員が短期間で交代することは、業務経験の蓄積や事案への対応の継続性等の観点から好ましくなく、一定期間は同一の者を相談員として契約することが適当であることから、昨年度に引き続き契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>行財政局総務課 (TEL: 322-5084)</p>
<p>神戸市内部通報相談員 業務</p>	<p>2024年4月1日</p>	<p>弁護士 種谷 有希子</p>	<p>1,046,735</p>	<p>2019（平成31）年4月より、業務上の法令違反行為や職場におけるハラスメント等について、職員が安心して通報でき、組織の自浄作用が正常に機能するよう、内部通報制度の再構築を実施するため、内部通報の受付・相談窓口についても外部の弁護士に一本化することとなった。この外部窓口の委託先は、上記のような制度の目的、及び通報窓口としての信頼性を担保する必要があるという性質から、競争入札に馴染まず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約とした。</p> <p>内部通報・相談窓口は通報者等の相談を受け付け、その保護を図りながら、調査の進捗に応じて対応を行っていく中立性も必要であることに加え、ハラスメント等のセンシティブな事案においては女性相談員が対応することが望ましい場面も想定されることから、公益通報の処理に携わる等の経験を持つ女性弁護士であり、その役目を果たすのに十分な能力を有することが見込まれ、かつ神戸市と利害関係を有さず、事務所の所在地が市内である、種谷弁護士と2022（令和4）年度より契約締結を行っている。</p> <p>内部通報制度を運用して行くに当たり、内部通報相談員が短期間で交代することは、業務経験の蓄積や事案への対応の継続性等の観点から好ましくなく、一定期間は同一の者を相談員として契約することが適当であることから、昨年度に引き続き契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>行財政局総務課 (TEL: 322-5084)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

神戸市内部通報相談員業務	2024年4月1日	弁護士 浦本 真希	1,419,000	<p>2019（平成31）年4月より、業務上の法令違反行為や職場におけるハラスメント等について、職員が安心して通報でき、組織の自浄作用が正常に機能するよう、内部通報制度の再構築を実施するため、内部通報の受付・相談窓口についても外部の弁護士に一本化する事となった。この外部窓口の委託先は、上記のような制度の目的、及び通報窓口としての信頼性を担保する必要があるという性質から、競争入札に馴染まず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約とした。</p> <p>内部通報・相談窓口は通報者等の相談を受け付け、その保護を図りながら、調査の進捗に応じて対応を行っていく中立性も必要であることから、兵庫県弁護士会副会長の経歴をもち、コンプライアンス関係業務やハラスメント関係業務の経験がある等、その役目を果たすのに十分な能力を有することが見込まれる弁護士であり、かつ神戸市と利害関係を有さず、事務所の所在地が市内である、浦本弁護士と契約締結を行った。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	行財政局総務課 (TEL: 322-5084)
神戸市例規データベースシステムのデータ更新等業務	2024年4月1日	株式会社ぎょうせい 関西支社	4,466,000	<p>当該契約の相手方は、現在の神戸市例規データベースシステムを構築し、提供するものであり、当該システムについて例規に係るデータ更新等の業務は、現在のシステムを提供する契約の相手方以外ではその履行が困難であるため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	行財政局法務支援課 (TEL: 322-5064)
法務支援課、行政管理課及び法務支援専門官等の業務に係るコンサルティング業務	2024年4月1日	弁護士法人 神戸シティ法律事務所	3,960,000	<p>当該契約の相手方は、市内の弁護士事務所であり、これまで自治体を含む不祥事に関する調査や組織改善等にも携わり、本市におけるヤミ専従問題に対する対処方法及び第三者委員会の設置並びにコンプライアンス推進体制の改革に関して法律的助言を行うなど、継続的な政策法務、予防法務、コンプライアンスの推進及び内部統制体制の推進に携わってきた。</p> <p>「市役所改革方針」及び「市役所改革 実施施策」に基づく「コンプライアンス推進体制の改革」を継続的に検討・実行するとともに、地方自治法改正に伴った内部統制体制を構築するにあたって、引き続き助言・相談等の必要がある。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	行財政局法務支援課 (TEL: 322-5064)
神戸市人事評価システム保守運用業務	2024年4月1日	株式会社ハイエロン	3,837,240	<p>本業務には当該システムに関する専門的な知識や高度な技術が必要であり、システム開発に携わった本事業者でなければ業務の確実な遂行が困難であるため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	行財政局人事課 (TEL: 322-6748)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

人事評価システム市長部局所属意見に係る改修業務	2024年9月25日	株式会社ハイエロン	2,044,460	本業務には当該システムに関する専門的な知識や高度な技術が必要であり、システム開発に携わった本事業者でなければ業務の確実な遂行が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	行財政局人事課 (TEL: 322-6748)
職員健康診断業務	2024年4月1日	神戸市職員共済組合	職員定期健康診断 7,190円/件 前立腺がん検査 500円/件 乳がん検診 1,000円/件 ※税抜き金額	①毎年度、約4,000人の職員が当該人間ドック健診を受診しており、これらの職員の健診結果に基づくフォローが可能となり、受診率の向上や職員の健康管理に寄与する。 ②健診機関に委託して実施する検診の単価以下の費用で実施できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号及び第7号に該当)	行財政局厚生課 (TEL: 322-5096)
産業医の選任及び業務の委託（長時間勤務者への面談等）	2024年4月1日	株式会社サナシオ	①基本料金 60,000円/月 ②追加 60,000円/件 ※選任産業医以外の場合 70,000円/件 ③超過 5,500円/15分毎	労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定に基づく産業医業務には高度の専門的な知識及び資格を必要とする。産業医には、職員の健康保持のため、職場における作業方法や衛生状態を確認し、職員の健康障害を防止する責務があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局厚生課 (TEL: 322-5096)
産業医の選任及び業務の委託（職場巡視等）	2024年4月1日	エムスリーキャリア株式会社	①基本料金 40,000円/月 ②追加訪問 30,000円/件 ③衛生委員会講話 30,000円/件 ④超過 7,500円/15分毎	労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定に基づく産業医業務には高度の専門的な知識及び資格を必要とする。産業医には、職員の健康保持のため、職場における作業方法や衛生状態を確認し、職員の健康障害を防止する責務があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局厚生課 (TEL: 322-5096)
神戸市人事給与システム保守及び運用支援業務	2024年4月1日	株式会社Works Human Intelligence	77,178,860	当該業務は、パッケージソフトウェアの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)
庶務事務システム運用保守業務	2024年4月1日	株式会社高知電子計算センター	31,680,000	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

神戸市消耗品調達システムの運用保守業務	2024年4月1日	アスクール株式会社	16,500,000 (予定額。発注明細数によりレンジが決定、レンジにより金額が決定する契約。)	当該業務は、公募型プロポーザルにより決定したシステム開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)
税収滞納システムの仮想デスクトップ検証対応に伴う業務委託契約	2024年4月1日	日本電気株式会社 神戸支社	13,068,000	税収滞納システムの開発業務は、2008(平成20)年度の一般競争入札(総合評価方式)において決定した日本電気株式会社神戸支社に委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部税務課 (TEL: 647-9311)
課税システムの仮想デスクトップ検証に伴う業務に係る委託契約	2024年4月1日	株式会社日立製作所 神戸支店	11,088,000	課税システム開発業務は、2013(平成25)年度の一般競争入札(総合評価方式)において決定した株式会社日立製作所神戸支店に委託した。事業の継続性、障害対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければ品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部税務課 (TEL: 647-9311)
特別徴収支援システム保守管理業務	2024年4月1日	株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部	9,504,000	本業務は、高度な専門性を必要とするものであり、情報の秘密保持にも十分配慮する必要がある。このため、業者の委託先にも、信用・技術・経験が要求され、資格のある相手方を選定して契約を行うことが必要であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部市民税企画課 (TEL: 647-9352)
給与所得者異動届出書RPAの運用支援業務に係る委託契約	2024年4月1日	株式会社日立製作所 神戸支店	1,383,800	個人市民税オンラインシステムは、契約先候補である株式会社日立製作所が本市の独自仕様に基づいて開発し、稼働後も制度改正等に伴う改修を重ねてきた、本市固有のシステムである。当該事業者は、1990(平成2)年のシステム開発以降、一貫して運用保守業務を行っており、改修・運用に必要な経験と高度な技術を十分に有している。 これを活かし、2021(令和3)年度からは、本システムを利用して行う給与所得者異動届出書入力業務へのRPA導入にあたり、開発業務の委託先として効率的に業務を遂行した。 RPA保守作業を円滑に実施するために必要な技術、ノウハウを当該事業者が有しており、システム運営に支障をきたすことなく、本業務を遂行できるのは、開発業者である日立製作所しかなく、他者への委託は困難だと考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部市民税企画課 (TEL: 647-9352)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

令和6年度法人市民税システム改修業務に係る委託契約	2024年4月1日	株式会社日立製作所	9,442,400	課税システムは、2013（平成25）年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した株式会社日立製作所神戸支店が開発し、改修を重ねてきた本市固有のシステムであり、当業者がシステム改修を行うために必要な経験と技術及びノウハウを有する唯一の業者である。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一の当業者でなければシステムの品質維持が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部法人税務課 (TEL: 647-9398)
神戸市家屋評価計算システム運用・保守業務	2024年4月1日	株式会社さくらケーシーエス	5,700,310	現在使用している家屋評価計算システム（HYOCA-Z）は、2013（平成25）年度にシステム設計・開発業務の委託にあたり、本市と同等規模の行政庁における導入実績のある3社において競争した結果、導入が決定されたものであるが、本件契約先は、当該システムの神戸市における販売・請負代理店であり、当該システムの運用・保守は他業者では行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部固定資産税企画課 (TEL: 647-9423)
市税コンビニ収納に係る収納代行業務	2024年4月1日	株式会社電算システム	74円/件 15,000円/月 (81,598,000)	2006（平成18）年度からの市税コンビニ収納開始に際して、プロポーザル方式により、廉価で利用可能なコンビニチェーン数が最も多いことから当該契約の相手方を選定し、その仕様に合わせてバーコードを作成した。また、本市と契約先の間でのみコンビニ収納データの送受信を行う仕様で、収納システムの消込み機能を新たに構築した。当該契約の相手方から契約先を変更する場合、新たな契約先の仕様に対応したシステム構築等を行う必要があり多額の費用を要するため、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部収納管理課 (TEL: 647-9521)
Web口座振替受付サービス業務	2024年4月1日	ヤマトシステム開発株式会社	110円/件 110,000円/月 (1,243,000)	当該契約の相手方は、2020（令和2）年度に公募型プロポーザルにより決定した。高度なセキュリティ環境のもと、対象金融機関との連携やLGWANの利用、還元データを受領できるサービスを提供できる事業者は当該相手方以外に無く、安定的な運用を確保するためには引き続きの契約が必要。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部収納管理課 (TEL: 647-9521)
神戸市LMS(学習管理システム)運用保守業務	2024年4月1日	株式会社日立システムズ 関西支社	22,644,050	契約事業者は本システムの開発導入業務を行っており、他に運用保守の知識を有する事業者はおらず代替がきかない。また、プログラム等の情報を他の事業者には公開することは困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局職員研修所 (TEL: 322-5812)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

固定資産税評価図管理システム保守業務に係る委託契約	2024年4月8日	株式会社パスコ 神戸支店	12,100,000	本業務は委託先により本市独自の仕様で開発された、固定資産税評価図管理システムを利用して行う業務であり、既システムの契約相手先の企業特許技術を使用しなければ、更新業務を行うことが出来ないため、契約相手以外と契約するのは極めて困難である。よって、固定資産税評価図管理システムの契約相手である同社を本業務の委託先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部固定資産税企画課 (TEL: 647-9422)
不動産鑑定業務	2024年4月26日	一般財団法人日本不動産研究所神戸支所	2,157,100	本件不動産鑑定業務については、価格競争が成り立たないものであり、今回の評価対象地である浜山地区及び新長田駅北地区の各区画整理事業区域の物件について、各区域内において物件相互の整合性を考慮した鑑定評価が可能な鑑定士を選定する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	行財政局資産活用課 (TEL: 322-5142)
期末勤勉計算ツール開発・改修業務	2024年5月7日	パーソルテンプスタッフ株式会社	3,314,300	当該業務は、既存のシステムである「業務支払関連ICT ツール」と密接不可分の関係にあり、当初にシステムを設計・開発した契約の相手方以外の者に改修させた場合、既存のシステムの使用に著しく支障が生じ、給与支払事務が出来なくなると想定されるため、特命随契を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)
固定資産税評価図管理システム改修業務に係る委託契約	2024年5月8日	株式会社パスコ 神戸支店	6,171,000	本業務は委託先により本市独自の仕様で開発された、固定資産税評価図管理システムを利用して行う業務であり、既システムの契約相手以外の者から調達すれば、新たなシステムの開発、データを互換性のあるフォーマットへ変換する等の労力及び経費が委託費へ上乘せられる上、システムの仕様においても著しい支障が生じる恐れがあるため、契約相手以外と契約するのは極めて困難である。よって、固定資産税評価図管理システムの契約相手である同社を本業務の委託先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部固定資産税企画課 (TEL: 647-9422)
令和6年度固定資産税登記・評価連携運用業務	2024年5月10日	株式会社日立製作所神戸支店	4,356,000	課税システムの開発は、2013(平成25)年度の一般競争入札(総合評価方式)において決定した株式会社日立製作所神戸支店に委託しており、事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部固定資産税企画課 (TEL: 647-9421)
固定資産税(償却資産)令和7年度当初課税に係るRPA化対応業務	2024年5月16日	株式会社日立製作所神戸支店	2,446,400	株式会社日立製作所は、1990(平成2)年に本市の独自仕様に基づいて本市固有のシステムを開発し、稼働後も現在に至るまで制度改正等に伴う改修を重ね、2016(平成28)年度には当該システムのCS化を行っている。当該システムの改修業務は、開発業者たる株式会社日立製作所しか行うことができず、また同社は改修のための必要な経験及び高い技術を有するため、委託先とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部固定資産税企画課 (TEL: 647-9424)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

課税システム（固定資産税）評価連携機能改修業務に係る委託契約	2024年5月20日	株式会社日立製作所神戸支店	3,588,090	課税システムの開発業務は、2013（平成25）年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した株式会社日立製作所神戸支店に委託したものであり、運用・保守も同社が一括して実施している。システム改修業務の実施は、事業の継続性は、障害時対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	行財政局税務部固定資産税企画課 （TEL：647-9422）
概要調書（追加項目）集計データ作成業務	2024年5月27日	株式会社日立製作所神戸支店	6,864,000	本業務には、課税システムより抽出したデータの使用が必須である。当システムは委託先候補が設計、運用保守を行っており、課税情報を適切に扱えるのは、委託先候補以外にない。以上のことから委託先候補に委託する必要がある。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	行財政局税務部固定資産税企画課 （TEL：647-9421）
年金支払報告書入力RPAの運用管理業務	2024年6月1日	株式会社日立製作所神戸支店	1,146,200	個人市民税オンラインシステムは、契約先候補である株式会社日立製作所が本市の独自仕様に基づいて開発し、稼働後も制度改正等に伴う改修を重ねてきた、本市固有のシステムである。当該事業者は、1990（平成2）年のシステム開発以降、一貫して運用保守業務を行っており、改修・運用に必要な経験と高度な技術を十分に有している。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	行財政局税務部市民税企画課 （TEL：647-9352）
音声認識機能付き通話録音装置調達・設置及び保守運用業務	2024年6月17日	協和テクノロジーズ株式会社	14,300,000	特定の設備、技術若しくは技術を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合に該当するため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	行財政局税務部税務課 （TEL：647-9301）
課税システムの市長の権限に属する事務の委任に伴うシステム改修に係る委託契約	2024年7月1日	株式会社日立製作所神戸支店	16,357,110	課税システム開発業務は、2013（平成25）年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した(株)日立製作所神戸市支店に委託した。事業の継続性、障害対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければ品質維持が困難である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	行財政局税務部税務課 （TEL：647-9311）

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

他自治体との連携研修の企画提案及び実施業務	2024年7月3日	一般財団法人地域活性化センター	1,239,225	<p>本業務は、特徴的なSDGsの取組を実施している自治体での実地研修を通して、SDGsについて、職員一人ひとりが自分事として考え、神戸市の政策に反映する能力を高めるとともに、研修の参加を通じて、全国の自治体職員等との交流を図ることを目的に実施するものである。</p> <p>当該契約の相手方は、各地域で行われる地域活性化のための活動に関する各種情報を収集、整理、データベース化するとともに、地域社会の活性化のための諸施策をテーマとして調査・研究を行っている。そのため、地方自治体におけるSDGsの取組に関する知見や、地域や自治体職員との人的ネットワークを有している。また、人材育成の事業として、地方創生実践塾を実施しており、地域での実地研修の企画実施について豊富なノウハウと経験を有している。</p> <p>以上のことから、当該事業の委託先として相手方を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	行財政局職員研修所 (Tel: 322-5812)
令和7年度固定資産税評価に係る標準宅地の地価変動率評定業務に係る委託契約	2024年7月9日	公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会	4,589,772	<p>本業務は、2024（令和6）年度に鑑定評価業務を行った標準宅地についてその後の地価動向を引き続き把握するものである。したがって、2024（令和6）年度鑑定評価業務を委託した兵庫県不動産鑑定士協会に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局税務部固定資産税企画課 (Tel: 078-647-9422)
令和6年度定額減税に関する調整給付対応業務	2024年8月6日	株式会社日立製作所神戸支店	5,454,900	<p>個人市民税オンラインシステムは、本市の独自仕様に基づいて委託契約先候補である株式会社日立製作所が開発し、稼働後も制度改正等に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。</p> <p>当該業者は、1990（平成2）年にシステムを開発し、その後2016（平成28）年度には当該システムのCS化を行ってきており、システム改修を行うために必要な経験と高度な技術及びノウハウを有する唯一の業者である。また、当該システムの経常運用保守業務を当該業者に委託しており、システム運営に支障をきたすことなく効率的な作業が期待できる。</p> <p>当該システムのデータ抽出等対応業務は開発業者たる株式会社日立製作所しか行うことができず、又同社は本業務のために必要な経験及び高い技術を有するため、上記契約先候補を委託先とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局税務部市民税企画課 (Tel: 647-9352)
税収滞納システムの市長の権限に属する事務の委任に伴う改修業務委託契約	2024年9月1日	日本電気株式会社神戸支社	20,097,000	<p>税収滞納システムの開発業務は、2008（平成20）年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した日本電気㈱神戸支社に委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	行財政局税務部税務課 (Tel: 647-9311)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

庶務事務システム改修 (各種機能拡充対応) 業務	2024年9月6日	株式会社高知電子計 算センター	15,831,750	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開 発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)
--------------------------------	-----------	--------------------	------------	--	---------------------------------